

ジェンダー平等プランはやま(第5次) 概要

1 法的根拠及び位置づけ

本計画は、「男女共同参画社会基本法」「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に基づく基本計画及び推進計画として位置付けるものです。また、令和6年4月に施行された「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」における市町村基本計画として新たに内容を加え位置付けるものとします。

また、国の「第5次男女共同参画基本計画」及び神奈川県「かながわ男女共同参画推進プラン（第5次）」の内容を踏まえつつ、葉山町総合計画及びその他の関連計画との整合性を図っています。

■計画の根拠法

<男女共同参画社会基本法>

- ・男女の人権の尊重、社会における制度又は慣行についての配慮、政策等の立案及び決定への共同参画、家庭生活における活動と他の活動の両立、国際的協調を柱とする

<女性の職業生活における活躍の推進に関する法律>

- ・働くことやキャリアアップを目指す女性が希望を実現できる環境づくり

<配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律>

- ・配偶者からの暴力防止と被害者の安全確保から自立までの切れ目のない支援への取組み

<困難な問題を抱える女性への支援に関する法律>

- ・困難な問題を抱える女性に寄り添い、つながり支えることで、自立し、安心して自分らしく暮らせる社会の実現を目指す

2 プランの名称

第5次では、男女共同参画の実現はもとより、性別（ジェンダー）による不平等がなく、すべての人が個人として尊重され、あらゆる分野に参画できる社会の実現に向けた取組みを促進するため「ジェンダー平等プランはやま」と名称を変更し、様々な施策を推進していきます。

3 計画の期間

本計画の期間は、第五次葉山町総合計画（令和7年度から令和22年度）の、第1期基本計画（令和7年度から令和10年度）との整合性を図るため、令和7年度から令和10年度までの4年間とします。

令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
男女共同参画プランはやま（第4次） ←				ジェンダー平等プランはやま（第5次） ←			
第四次葉山町総合計画後期基本計画 ←				第五次葉山町総合計画第1期基本計画 ←			

4 基本理念

『 みんなでつくる ジェンダー平等と多様性のまち はやま 』

これまでの基本理念の考え方にジェンダー平等や多様性の尊重に関する考え方を加え、すべての人が性別、性自認、性的指向などに関わりなく、それぞれの個性と能力を發揮しながら、安心して自分らしく暮らすことのできる社会を、誰もが我が事としていっしょに参加しながらつくっていくことができるよう、新たに基本理念を設定しました。

5 基本目標と具体的な取組み

◆基本目標1 ジェンダー平等及び多様性の尊重に関する意識や知識の向上

人権やジェンダー平等、多様性、固定的な性別役割分担に関する意識などに対する様々な啓発活動を行います。

また、教育や学習の機会の拡充を図ることで、町民のジェンダー平等及び多様性に関する理解をさらに深め、人権を擁護する環境を整備します。

◆基本目標2 性別及び性の多様性にかかわらないあらゆる分野での社会参画の推進

町の審議会や各種委員会において女性の登用を推進するほか、地域活動においても性別にかかわらず平等となるよう参加を促進し、政策や方針決定のみならず地域においても多様な社会参画を推進します。

また、性的マイノリティに関する理解促進や、家庭における公平な役割分担の促進などについても周知・啓発活動に取組み、様々な問題について気付き、理解を深める機会を提供します。

◆基本目標3 すべての人が自分らしく安心して暮らせる社会づくり

(困難な問題を抱える女性への支援に関する法律に基づく基本計画)

高齢者や障害者が自立し、社会との関わりを持ちながら安心して暮らせるように支援の充実を図るとともに、健康に対する理解を深め、健康診断や検診を推進することで、生涯を通じた健康づくりを支援します。

また、困難な問題を抱える女性に対し、それぞれのライフステージに合わせて寄り添い、繋がりを続ける支援を行うなど、心身の状況に応じた最適な支援を受けられる体制を整備します。

併せて、頻発する災害に備えた体制について、男女だけではなく、ジェンダー平等や多様性の視点からも配慮をすることで、すべての人にとって安心を感じることでできる防災について検討を進めます。

◆基本目標4 すべての人が自分らしく働くことができる環境づくり

(女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく推進計画)

あらゆる「働く場」において、性別等に関わらず平等に個性や能力を發揮して働くことができる環境の整備に努めます。また、近年重要視されている「ワーク・ライフ・バランス」についても啓発を促進し、仕事、育児、家庭生活、地域生活、個人の自己啓発等、様々な活動について調和のとれた生活を送ることができるよう、多様な取組みを行います。

◆基本目標5 暴力のない地域及び家庭づくり

(配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律に基づく基本計画)

配偶者等からの暴力を防止するため、啓発活動や相談窓口の設置、安全確保から自立までの切れ目のない支援に取組むべく、関係機関との連携、支援の充実を図ります。

また、配偶者のみならず、あらゆる暴力の根絶に向けた取組みを進めるほか、DV被害者へのケアや支援についても様々な機関と協働しながら促進します。

6 計画の策定過程

葉山町ジェンダー平等推進委員会

回	開催日・場所	検討内容
第1回	令和6年5月27日 葉山町役場 協議会室1	(1) 男女共同参画プランはやま(第4次)について (2) ジェンダー平等プランはやま(仮称)(第5次)策定方針(案)について (3) アンケート調査について
第2回	令和6年8月27日 葉山町役場 協議会室1	(1) ジェンダー平等に関する調査の結果について (2) 男女共同参画プランはやま(第4次)の進捗状況の報告について (3) ジェンダー平等プランはやま(仮称)(第5次)の骨子について
第3回	令和6年11月7日 葉山町役場 協議会室2	(1) ジェンダー平等プランはやま(仮称)(第5次)の素案について
令和6年12月16日～令和7年1月14日パブリックコメント実施 公表方法 ・葉山町ホームページへの掲載 ・役場1階情報コーナー、役場1階町民健康課、図書館、福祉文化会館での閲覧		
第4回	(開催未定)	